

大学連携研究設備ネットワークによる研究設備共用促進事業実施規約

平成22年3月8日
大学連携研究設備
ネットワーク協議会
最終改正 令和3年11月20日

(趣旨)

第1条 大学連携研究設備ネットワークによる研究設備共用促進事業（以下「ネットワーク事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 協議会 大学連携研究設備ネットワーク協議会規約（以下「協議会規約」という。）第1条に規定する大学連携研究設備ネットワーク協議会
- 二 機関 協議会規約第3条第1項第1号の規定により協議会の構成機関となった学術研究・教育機関
- 三 共用 機関が所有する研究設備を内外に開放し、複数の研究者等が利用できるようにすること。
- 四 外部利用 機関が所有する研究設備を、その機関外の研究者等が利用すること。

(事業区分)

第3条 ネットワーク事業において、次の各号に掲げる事業を実施する。

- 一 各機関が所有する研究設備の整備支援
- 二 各機関が所有する研究設備を対象とする大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム（以下「予約・課金システム」という。）の運用と利用促進
- 三 研究設備に関わる技術者等の人材育成を目的とする講習会・研修会の開催
- 四 その他、前各号に附帯関連した事業

(実施体制)

第4条 前条の事業を実施するにあたっては協議会の意向を踏まえてネットワーク事務局が必要な手続きを行うと共に、各機関に協力を要請する。

(事業期間)

第5条 ネットワーク事業の事業期間は、令和9年度までとする。ただし、予算措置等の事情により必要となった場合には、事業期間を短縮又は延長することがある。

(共用設備の提供)

第6条 大学連携研究設備ネットワークの有効活用体制を確立するため、各機関は、次の各号の設備を共用に供する。

- 一 各機関が所有する設備で共用に適すると判断した設備

二 自然科学研究機構から経費を受け、整備した設備

- 2 各機関は、第1項の設備を共用するに当たっては、可能な限り他機関の利用者に不利とならないような取り扱いをしなければならない。

(登録)

第7条 前条第1項第2号の設備は、自然科学研究機構から整備のための経費を受けた年度内に、予約・課金システムから予約可能な外部利用設備として登録しなければならない。

(抹消)

第8条 前条により登録した設備のうち第6条第1項第2号の設備を廃棄以外の事由で予約・課金システムから抹消しようとする場合は、事前に協議会委員長の了承を得なければ、これを行うことができない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 一 この規約は、平成22年4月1日より施行する。
二 この規約に記載した事業のうち、予算措置を必要とする事業については、当該事業に関する予算措置があったときにこの規約を適用するものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成29年12月19日より施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日より施行する。